第6章 担いあうまちづくり

第1節 協働のまちづくりの推進

第2節 交流によるまちづくりの推進

第1節【協働のまちづくりの推進】

基本的な考え方

地方分権の進展により、国と地方の関係は対等・協力の関係となるとともに、地方の自主・自立が求められています。

一方、地方は厳しい財政状況に直面しており、多様化・複雑化する市民ニーズに全て 応えることは、困難な状況となっています。

市は、これまでも市民の参加・参画により行政を進めてきましたが、これからは、市 民と行政とが対等な立場で役割を分担し、目標の達成に向けて連携する協働のまちづく りに取組む必要があります。

そのため、市民と行政が情報を共有し、市民と行政が良きパートナーとして連携し、 市民一人ひとりが積極的に市政に参画する仕組みづくりを進めるとともに、地域の課題 に対応する様々なコミュニティー活動を支援します。

I 協働の仕組みの構築

〈目標〉 市民と行政との情報共有を進め、協働のまちづくりを推進する。

【目標への接近度を計る指標等】

指標1	市民自治推進委員会開催回数	基準値H16	_	基準値H27	年 10 回
指標 2	地区懇談会等開催回数	基準値H16	年9回	目標値H27	年 20 回

近年、地方自治体は、厳しい財政状況により、多様化する市民ニーズの全てに対し、対応することが困難な状況になっており、新しい時代に対応するまちづくりが求められています。

市では、新たな市民によるまちづくりを進めるため、市民・行政・議会のそれぞれの役割や自治の基本原則を規定したまちづくり基本条例を制定し、これからのまちづくりを協議していく市民自治推進委員会を設置することとしました。

これからは、市民が主体となったまちづくりを進めるため、この市民自治推進委員会において、市民自治のあり方やパブリックコメントの方法などについて、協議し、協働のまちづくりの仕組みを検討していきます。

1 〈市民参画の場の整備〉

【主要な施策】

【具体的な内容】

①まちづくり基本条例の推進	・まちづくり基本条例の規定に基づき、市民自治推進委員会を設
	置するとともに、条例の趣旨に沿ったまちづくりを推進します。
②役割分担と協働の調整	・協働のまちづくりを推進するためには、市民ニーズに対応した
	個々の事業において、市民・行政それぞれの役割を明確にする
	必要があることから、市民と協議しながら、市民と行政の協働
	の調整を行います。
③市民参加の場の提供	・市民自治推進委員会は、市民参加の仕組みや役割分担の方法な
	どを協議するとともに、実施された事務・事業の点検評価を行
	うなど、今後のまちづくりの方向性を示す場となることから、
	市民参加を促進し、協働のまちづくりを進めます。

Ⅱ まちづくり活動の推進

<目 標> まちづくり活動団体に対する支援を強化するとともに、地域担当職員 を定め、町内会との連携を図ります。

【目標への接近度を計る指標等】

指標1	地域担当職員協議回数	基準値H16	_	基準値H27	各地区 12 回	1
-----	------------	--------	---	--------	----------	---

協働のまちづくりを進めるためには、各主体の積極的な市政への参画が求められています。

市においては、各分野において多くの団体が様々な形でまちづくりに参画していますが、その活動の拠点となる場を提供し、それぞれの団体のネットワーク化を図ることとします。

また、町内会においては、これまでも行政と協力しながら地域社会を担ってきましたが、その業務は次第に広範・複雑になりつつあります。

そのため、市との連携を強化し、今後さらに円滑に活動できるよう、市職員の地 区別担当を定めて、町内会活動を支援します。

1 〈多彩なまちづくり活動の支援〉

【主要な施策】

【具体的な内容】

①まちづくりを担う個人又は	・まちづくりを担うのは、行政ばかりではなく、NPO法人や各
団体の育成・支援	種団体、専門的な知識や技能を持つ個人など多方面にわたりま
	す。それらの個人又は団体の役割を明確にするとともに、その
	支援策としてその活動の拠点となる場を提供し、それぞれの団
	体のネットワーク化を図るため、サポートセンターの設置を検
	討します。

②コミュニティー活動の支援

- ・協働のまちづくりの推進を図り、連合町内会や単位町内会との 連携を強化するため、地域担当職員を定め、市から町内会や市 民に対する情報提供や町内会から市に対する要望などの窓口と します。
- ・地域コミュニティーについては、様々な活動により組織が煩雑 化していることから、再編・統合を行い、整備を図ります。
- ・目的別コミュニティーについては、自主性・自立性を尊重しな がら、その活動を支援します。

Ⅲ 協働のまちづくりを支える情報の公開と共有

〈目 標〉 協働のまちづくりを進め、市民の意見が的確に行政に反映することを目的として、パブリックコメント制度を確立します。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	パブリックコメント発議回数	基準値H16	_	基準値H27	10 回
1月757 1	/・/ / / / 一/・マー 元成四級	本中世1110		坐中[[112]	10 🖂

協働のまちづくりを進めるためには、市民と行政が情報の共有を図ることが必要であり、そのため、情報の提供と市民意見の反映を的確に行います。

市では、情報公開条例や個人情報保護条例が既に制定されていますが、時代に対応した情報提供のあり方を考慮し、見直しを進めることとします。

また、これまで実施してきた地区懇談会やふれあい懇談会、市長フリートークなどを今後も継続するとともに、市民の意見が的確に行政に反映することを目的として、パブリックコメント制度を確立します。

1 〈情報提供と公聴広報活動の充実〉

【主要な施策】

【具体的な内容】

【工女は旭米】	共中のなり1台
①情報公開条例 · 個人情報保護	・協働のまちづくりに対応した制度を確立するため、情報公開条
条例の見直し	例・個人情報保護条例の見直しを進め、その整備を図ります。
②行政の情報化推進	・電算システムについては、業務の効率化を図るため、西胆振の
	市町村と連携を図りながら、共同電算処理について検討すると
	ともに、電子自治体の構築を目指して、他市町村との共同基盤
	による電子申請システムの運用を進めます。
③公聴広報活動の推進	・市の広報やホームページの充実を図るとともに、これまで進め
	てきた地区懇談会や市長フリートークを今後とも進め、行政に
	おける事務・事業の情報提供に努めます。
④パブリックコメント制度の	・各種計画の策定や条例の制定などの場合において、市民自治推
確立	進委員会に協議するとともに、さらに市民の意見を反映するた
	め、パブリックコメント制度を確立します。
⑤まちづくり活動団体におけ	・市民活動団体検索システムなどを活用しながら、まちづくり活
る情報発信と共有	動団体がその活動状況などについて情報発信するよう、指導・

助言を行います。

第2節 【交流によるまちづくりの推進】

基本的な考え方

I T社会の進展に伴いインターネットやメールが急速に普及するとともに、TVでは海外の情報が常時提供されるなど、グローバル化が進んでいます。

地域社会においても、モータリゼーションが進み、携帯電話が普及することにより、生活圏が拡大する一方となっています。

その一方で、人口減少社会に突入するとともに、人口の都市への集中により、地方においては、高齢化や少子化が進み、街としての活力が失われる懸念が広まっており、このような状況に対応するため、新たな発想・取組みが必要となっています。

交流は、国内における交流はもちろん、外国との交流を広く進めることにより、広範な情報を取りいれることができ、そのことにより、外国との異文化交流や他地域との情報 交換により、全く新しいまちづくりが可能となります。

したがって、これからのまちづくりにおいては、地域の国際化を進めるとともに、広域 行政の推進や都市との交流などにより、地域の活性化を図ることとします。

I 国内における交流の場と機会の拡大

〈目 標〉 広域交流を推進し、地域の活性化に努めるとともに、新しいまちづくり を推進する。

【目標への接近度を計る指標等】

指標1	げんき会等における参加者数	基準値H16	198 人	基準値H27	250 人
-----	---------------	--------	-------	--------	-------

厳しい財政状況を踏まえ、地方は効率的な行政運営を図る必要がありますが、単一自治体としてその内部に全ての機能や施設等を持つことは困難であり、効率的な行政運営を図るためには、より広域的な視野が必要であることから、広域行政を推進します。

また、宮城県白石市との姉妹都市交流により、様々な形で市民交流が行われていますが、地域を越えた交流により、地域の活性化が図られるとともに、新しいまちづくりを推進する大きな力となるため、いろいろな分野における交流を促進します。 さらに、東京げんき会や札幌・のぼりべつ会においては、登別にゆかりのある方々

との交流を図るとともに、相互の情報交換により、新たなビジネスを展開する場となることから、その交流を進めます。

1 〈国内の様々な地域との交流の推進〉

【主要な施策】

【具体的な内容】

【土要な施束】	【具体的な内容】
①広域行政の推進	・効率的な行政運営を図るため、西胆振の市町村や白老町との連
	携を進め、広域行政を進めます。
	(1) 外国人観光客や修学旅行客の誘致を促進するため、観光事
	業の連携を強化します。
	(2) 首都圏などにおける団塊の世代をターゲットとした移住促
	進策の連携を図ります。
	(3) 地方税制の改正などに対応するため、共同電算業務の連携
	を図ります。
	・近隣都市との事務の連携を図るため、室蘭市・伊達市や白老町
	との行政懇談会を開催し、連携を進めます。
	・地方自治体における共通の課題に対応するため、新都市連絡協
	議会や道南五市市長会において、協議を進めます。
②姉妹都市交流の推進	・宮城県白石市との姉妹都市提携に基づき、物産展などの経済交
	流、児童・生徒のスポーツ交流や民間による文化交流などによ
	り相互理解を深め、交流を推進します。
③札幌圏・首都圏における交流	・東京登別げんきかいや札幌のぼりべつ会を通じて、首都圏や札
拠点の整備	幌圏の人々との情報交換を進めるとともに、ふるさと大使によ
	り登別市のPRを行うなど、大都市圏との交流を促進します。
④情報発信	・市のホームページなどを活用し、東京登別げんき会や札幌のぼ
	りべつ会の活動状況やその成果などの情報提供に努めます。

Ⅱ 海外との交流の場と機会の拡大

〈目 標〉 国際交流に積極的に取組むとともに、市民意識の高揚を図る。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	外国人との交流の場における市 民参加者数	基準値H16	1,543人	基準値H27	2,000 人
------	-------------------------	--------	--------	--------	---------

外国との交流を広く進めることにより、情報交換や異文化交流が進み、全く新しいまちづくりが可能となります。

当市においては、デンマークリンゲ市・ウィスリンゲ市や中国広州市との友好関係により、市民による相互訪問や中学生海外派遣事業など様々な交流を進め、国際化への対応を進めています。

また、自治体職員交流事業により近隣諸国との関係を深め、それぞれの文化や風習に対する理解を進めています。

登別温泉においては外国人観光客が年々増加の一途をたどっていますので、外国人が快適に滞在しやすいまちづくりを進めるとともに、このような機会を捉え、「国際観光都市のぼりべつ」として、国際性豊かな人材育成や市民の国際理解を促進します。

【施策の基本的な方向】

1 〈地域国際化の推進〉

【主要な施策】

【具体的な内容】

①国際交流の推進	・海外の地方自治体等の職員を受け入れ、自治体の国際化施策等
	への協力を通じて、地域の国際化を推進します。
	・登別デンマーク協会が実施しているデンマークからの研修生受
	入事業に対し、支援して行きます。
	・東南アジア諸国から観光客の誘致を促進するため、中国広州市
	をはじめ、主要都市との連携を強化します。
②外国人が快適に滞在しやす	・近年、外国人観光客の増加が顕著となっており、特に韓国や台
いまちづくり	湾の東アジア地域が目立っています。今後は、外国人にわかり
	やすく情報提供し、快適に滞在しやすいまちづくりをすすめる
	とともに、市民のホスピタリティ精神の醸成に努めます。
③国際性豊かな人材育成	・ALT(外国語指導助手)や外国からの研修生の受入れを積極
	的に行うとともに、次代を担う青少年が諸外国の生活や異文化
	に接する機会をより多く提供し、国際社会に対応できる市民を
	育成します。
④国際協力・貢献活動の推進	・国際交流団体の活動を助長し、国際的な理解を深めるとともに
	国際協力・貢献活動を奨励します。
⑤情報発信	・市や国際交流団体が実施する事業について、多くの市民が参加
	できるよう、情報発信します。

Ⅲ 定住の地を求める人の勧誘と定住支援

〈目標〉移住定住の促進に努めるとともに、交流人口の増大を図る。

【目標への接近度を計る指標等】

ホームペー 指標 1 相談件数	ジ情報などに対する 基準値H16	_	基準値H27	50 件	
-----------------------	---------------------	---	--------	------	--

人口減少時代に入り、少子化・高齢化が進むことにより、地方の活力が失われる ことが懸念されています。

一方、首都圏では「団塊の世代」の大量退職の時期を迎え、新しいふるさとを求める移住ニーズに対応する受入体制が求められています。

こうした状況に対応するため、移住定住の情報を提供するとともに、当市の特色 である観光を基軸とした定住促進策を進めながら、首都圏などの大都市との交流を 図り、交流人口の増大を図ります。

【施策の基本的な方向】

1 〈移住・定住の受入体制の充実〉

【主要な施策】

【具体的な内容】

①移住・定住相談体制の整備	・首都圏等からの問い合わせに対し、迅速かつ有益な情報提供を
	行うため、移住相談窓口のワンストップサービス体制により、
	きめ細やかに対応します。
	・宅地や住宅などの需要に対応するため、民間を含めた情報提供
	に努めます。
	・定住を促進するためには、地域の理解が必要なことから、地域
	住民との連携を図ります。
	・ショートステイに対応するため、ウイークリーマンションなど
	の確保を図ります。
②移住・定住の情報提供	・当市は北海道の登録市町村となっており、北海道のホームペー
	ジにおける移住・定住情報において、まちの概要やセールスポ
	イントなどをPRするとともに、東京登別げんき会などの機会
	を利用し、情報提供に努めます。

③移住体験ツアーやリピータ ーの受入れ

- ・首都圏の団塊の世代をターゲットとして、広範な学習や体験などを組み入れたツアーを企画し、移住誘致の促進を図ります。
- ・リピーターの増加を図るため、観光事業と連携しながら、広域的な連携に努めます。